

4 授業について

1. 授業時間

本学における授業は、105分をもって1時限とし、1日に5時限（一部科目は6時限）を行う。ただし、土曜日は2時限にて行う。

授業時間は次のとおりである。

時 限	授業時間（105分）
第 1 時 限	8 : 45 ~ 10 : 30
第 2 時 限	10 : 40 ~ 12 : 25
第 3 時 限	13 : 15 ~ 15 : 00
第 4 時 限	15 : 10 ~ 16 : 55
第 5 時 限	17 : 05 ~ 18 : 50
第 6 時 限	18 : 55 ~ 20 : 40

補講・集中講義等については、その都度告知する。

2. 学校感染症に伴う授業の欠席（出席停止）について

学校保健安全法に定められた「学校感染症」（以下表）に罹った場合は、感染拡大を防ぐため、医師の許可が出るまで登校を禁止する。

授業については以下の届出により、「出席停止」とし、自己都合の欠席とはせず、成績評価上の不利益とならないよう取り扱う。

【出席停止に伴う届け出】

1. 医師より学校感染症と診断された際は、医師の指示に従い、医師の許可が出るまで自宅等で安静にする。
2. 医師より登校の許可が出た後、学校指定の「登校証明書（※）」または医療機関の「診断書・治癒証明書 等」の発行を受ける。
（※）登校証明書については本学ホームページの「保健センター」のページよりダウンロード可能
3. 上記「登校証明書」又は「診断書・治癒証明書 等」を保健センターに提示し、確認を受ける。
4. 保健センターの確認を受けた「登校証明書」又は「診断書・治癒証明書 等」を欠席した授業担当教員に提示し、学校感染症に伴う出席停止の取り扱いを申し出る。

*「学校感染症」の罹患を理由とした追試験の申請を行う場合は、「8 追試験について」を参照すること。